

商店街組合の設立および運用について

37 企庁第 1100 号
昭和 37 年 10 月 6 日

中 小 企 業 庁 長 官

中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく商店街組合（以下「組合」という。）の設立および運用にあたり、商店街振興組合との関係については、昭和 37 年 9 月 7 日付け 37 企庁第 1065 号「商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針および認可基準について」第 1 の 1 に、指定都市の区域内における組合の設立については同通達の第 3 の 1 の(6)によるものとし、商工会議所との調整については、同通達の第 2 および第 3 の 1 の(5)に準じて指導されるようお願いします。

なお、商工会との関係については、中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 37 年政令第 319 号）により加えられた第 1 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により商工会の設立されている地区には、組合を設立することができないことになっているので念のため申し添えます。